

大津・南部農業農村振興事務所管内統合整備計画

令和5年7月7日現在の28土地改良区を存続させます。

大津地域については、平坦地から中山間地に、又、南・中・北地域それぞれ、集落単位を基本としたまとまりをもった土地改良区が存在しています。一方、旧志賀地域については、溪流河川及び一部の琵琶湖からの逆水による水田地域であり、全体的には水系等の関連性に乏しく、いずれの地域も重複・重畳もない事から近接地区に於いての合同事務所による合理化で、今後の事業推進体制の強化、運営基盤の強化、維持管理体制の強化と経常経費の節減を図ります。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	南小松	51	51	1				
	大比良	116	116	2				
	北浜	35	35					
	南庄	92	92	2				
	伊香立	105	105	1				
	伊香立北部	51	51	2				
	上龍華	26	26	1				
	千野	31	31	1				
	仰木中央	19	19					
	上仰木	42	42	3				
	下仰木	56	56					
	桐生	49	49					
	平野	35	35					
	関津	34	34	2				
	上田上	73	73					
	今堅田	6	6					
	真野北部	44	44	2				
	佐川	9	9					
	田上	88	88					
	野洲川下流	2,840	2,840	11				
	草津用水	1,201	1,201	8				
	金勝川水系	228	228	1				
	木浜	143	143	2				
	北山田畑地	54	54	1				
	法竜川沿岸	520	520	2				
	守山南部	471	471	4				
	六地藏	29	29					
	馬場山寺	57	57	1				
合計	計 28	6,505	6,505					
(現在) 28地区区一 (計画達成後) 28土地改良区								

甲賀農業農村振興事務所管内統合整備計画

令和5年2月1日現在の7土地改良区を4土地改良区に統合します。その統合整備の内容は、存続4地区、解散3地区とし、時期等の詳細は別表のとおりです。

- 1 甲賀市土山町地区にある4土地改良区のうち、鮎河、大谷、大野の3土地改良区における維持管理は、土地改良区と集落が担当しており、現在、土地改良区が実施している事業および長期借入金もないことから、当該3土地改良区について解散に向け手続き（財産整理等）を図ります。
- 2 存続の3土地改良区は用水管理を行っている土地改良区であり、今後も維持管理を行いながら、更新土地改良事業の実施を図ります。
残りの土山町土地改良区については、更新土地改良事業を施行したのち、解散に向け整備を図ります。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	野洲川	2,215	2,215	14				
	大原貯水池	574	574	3				
	甲蒲地方	341	341	2				
	土山町	366	366	1				R10以降解散予定
	計 4	3,496	3,496					
解散	鮎河	10			R8			仮役員選任協議中
	大谷	5			R7			解散に向け財産整理中
	大野	130			R9			解散に向け財産整理協議中
	計 3	145						
合計	計 7	3,641	3,496					
(現在) 7 土地改良区 - (計画達成後) 4 土地改良区								

東近江農業農村振興事務所管内土地改良区統合整備計画

令和5年2月1日現在の44土地改良区について、2土地改良区を合併、1土地改良区を新設します。

- 1 びわこ揚水土地改良区と島土地改良区については平成28年度に合併に向けた協議を開始しています。今後、さらに協議を進め、令和7年度を目途に合併し、事務の合理化による経常経費の節減や運営基盤の強化を図ります。
- 2 永源寺地区^{※1}については、旧永源寺町の中には場整備事業で設立された4土地改良区があります。水系も異にしており複雑な地区ですが、現土地改良区においての施設の維持管理、組織運営基盤の強化を図ることとして、合併もしくは合同事務所方式による合理化を検討中です。

※1 永源寺地区：山上、東近江市市原、和南、永源寺町高野

- 3 八日市地区^{※2}（国営土地改良事業予定地区^{※3}を除く）については、ほ場整備事業やかんがい排水事業で設立された12土地改良区があります。行政依存体質からの脱却に向けて、経常経費の節減、維持管理体制の強化と合理化を図ることとして、近接地域（学区単位）での合併もしくは合同事務所方式による合理化を検討中です。

また、現在計画中国営土地改良事業予定地区にある7土地改良区については、事業を契機として1土地改良区を新設し、その後、順次、吸収合併を図ります。

※2 八日市地区：土器町、玉緒中部、妙法寺、八日市市布施、八日市市糠塚町、三津屋、蛇溝、東市辺、西市辺、建部、小脇、尻無北部

※3 国営土地改良事業予定地区：玉緒東部、御園東部、御園中部、八日市市芝原、上平木町、柏木、白鳥川沿岸

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
びわこ揚水	びわこ揚水	1,199	1,243	5	R7 予定	水系一元化	経常経費の節減	吸収合併
	島	44						
	計 2	1,243	1,243	5				
(予定) 東近江地区 土地改良区	玉緒東部	173	715		R7 予定	国営事業一元化	経常経費の節減	新設・吸収合併
	御園東部	135						
	御園中部	62						
	八日市市芝原	43						
	上平木町	80						
	柏木	37						
	白鳥川沿岸	185						
	計 7	715	715					
存続	安土町城南	141	141	2				
	安土町桑実寺	6	6					
	岡山	491	491	3				
	土田	33	33					
	山上	178	740	1				合併もしくは合同事務所方式による合理化を検討中
	東近江市市原	503		3				
	和南	43						
	永源寺町高野	16		1				
	土器町	31	746					合併もしくは合同事務所方式による合理化を検討中
	玉緒中部	117						
	妙法寺	37						
	八日市市布施	81						
	八日市市糠塚町	45						
	三津屋	52						
	蛇溝	53						
	東市辺	54						
	西市辺	86						
	建部	111						
小脇	45							
尻無北部	34							

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	愛東	824	2,257	4				東近江市土地改良 連合協議会
	湖東	1,064						
	五個荘	369						
	愛知川沿岸	6,877	6,877	20				
	日野川流域	4,894	4,894	19				
	琵琶湖干拓大中之湖	1,143	1,143	5				
	琵琶湖干拓小中之湖	333	333	5				
	水荃干拓	202	202	4				
	津田内湖	82	82	4				
	島西部	42	42					
	日野町	1,275	1,275	1				
	能登川	977	977	7				
	近江八幡西部	1,364	1,364	4				
	内野	135	135	1				
	鯨江	95	95					
		計 35	21,833	21,833	84			
合計	計 44	23,791	23,791					
(現在) 44土地改良区－(計画達成後) 37土地改良区								

湖東農業農村振興事務所管内統合整備計画

令和5年2月1日現在の14土地改良区および1土地改良区連合を存続させます。
統合計画の合併の形態・時期等の詳細は別表のとおりです。

現計画の具体的推進については、

彦根市南部土地改良区、河瀬土地改良区については、地域の連続性と水系が同一であることから、経常経費の節減、維持管理体制の強化、そして運営基盤の強化を図るために、令和8年度以降の合併等を視野に入れて検討します。

また、用水土地改良区である芹川沿岸土地改良区とほ場整備土地改良区の多賀土地改良区についても、受益地が重複していることから、経常経費の節減、維持管理体制の強化、そして運営基盤の強化を図るために、令和7年度以降の合併等を視野に入れており、令和6年度は合同事務所とする予定です。

さらに、秦荘土地改良区、愛知川土地改良区については、地域の連続性を考慮し、令和7年度以降の合併等を視野に入れて検討します。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	犬上川沿岸	740	740	5				
	愛西	1,520	1,520	8				
	彦根中部用水土地改良区連合	800	800	4				
	彦根市南部	571	571	3	合併等を視野に入れて検討	地域の連続性と水系の一元化	経常経費の節減、維持管理体制の強化と合理化、事業推進体制の合理化、運営基盤の強化	
	河瀬	231	231	2				
	彦根市三津屋	42	42	0				
	彦根市北部	74	74	1				
	秦荘	830	830	4	合併等を視野に入れて検討	地域の連続性		H25から「愛荘町土地改良協議会」として運営中
	愛知川	334	334					
	豊郷町	285	285	2				
	多賀	200	200	1	合併等を視野に入れて検討(合同事務所)	水系の一元化	経常経費の節減、維持管理体制の強化と合理化、事業推進体制の合理化、運営基盤の強化	
	芹川沿岸	263	263	3				
	富之尾	43	43	1				
	滝ヶ原	11	11	1				
	鳥居本西部	33	33	0				
計 15	5,977	5,977						
解散	彦根市大藪	78			R4			
	計 1	78						
合計	計 16	6,055	5,977					
(現在) 16土地改良区－(計画達成後) 15土地改良区								

湖北農業農村振興事務所管内統合整備計画

令和5年2月1日現在の8土地改良区は存続とします。

湖北管内の土地改良区の運営は、市行政の協力、補助を得ながら施設の維持管理体制の強化を図ります。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	長浜南部	681	681	5				
	姉川左岸	1,271	1,271	7				
	湖北	4,794	4,794	11				
	姉川沿岸	505	505	3				
	天の川沿岸	671	671	5				
	早崎内湖	49	49	2				
	入江干拓	225	225	3				
	塩津娑婆内湖干拓	12	12	0				
合計	計 8	8,208	8,208					
(現在) 8 土地改良区 - (計画達成後) 8 土地改良区								

高島農業農村振興事務所管内統合整備計画

令和5年2月1日現在の19土地改良区のうち、3土地改良区を合併し1土地改良区を新設、また、1土地改良区を解散し、16土地改良区に統合します。

なお、運営強化を推進するために次項の推進を進めていきます。

1 事務経理などの節減および合理化

現在、旧今津町内の10土地改良区で今津町土地改良区協議会が設立され、各々の土地改良区の事務経理を一括に行い、経費節減に努めております。

今後、安曇川沿岸土地改良区、鴨川流域土地改良区、新旭土地改良区の合併に向けての取組を進め、また、同改良区とマキノ町土地改良区、今津町土地改良区協議会を含め、共通すると考えられる事務経理などを整理し、合理化を共同で進めることを検討していきます。

2 解散

マキノ町南部土地改良区は、高島市と連携しながら解散に向けての検討を進めていきます。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	今津東部	266	266	3				現在、協議会を設立し事務経費などを節減している。
	淡海	98	98					
	今津南部	91	91					
	今津町三谷	51	51					
	梅原	50	50					
	今津町西部	39	39					
	岸脇	41	41					
	三谷西	32	32					
	角川	19	19					
	大供	11	11					
	安曇川沿岸	899	899	6				今後、共通する事務経理などの合理化を共同で進めることを検討する。
	鴨川流域	961	961	6				
	新旭	513	513	4				
	マキノ町	477	477	2				
	マキノ町西	68	68					
	鴨川左岸	114	114					
	高島町鴨川北部	89	89					
	泰山寺野	62	62					
	マキノ町南部	13						今後、解散に向けて検討を行う。
合計	計 19	3,894	3,881					
(現在) 19土地改良区 - (計画達成後) 18土地改良区								

2 統合整備計画のまとめ

統合整備実施による管内別土地改良区の状況

区 分	統合整備前 土地改良区 数	統合整備後 土地改良区 数	統合整備の内容		
			統 合	単 独	解 散
大津・南部 農業農村振興 事務所管内	26	26	0 (0)	26	0
	28	28	0 (0)	28	0
甲賀 農業農村振興 事務所管内	7	4	0 (0)	4	3
	7	4	0 (0)	4	3
東近江 農業農村振興 事務所管内	43	38	2 (8)	36	0
	44	37	2 (9)	35	0
湖東 農業農村振興 事務所管内	16	15	0 (0)	15	1
	15	15	0 (0)	15	0
湖北 農業農村振興 事務所管内	8	8	0 (0)	8	0
	8	8	0 (0)	8	0
高島 農業農村振興 事務所管内	19	19	0 (0)	19	0
	19	18	0 (0)	18	1
県計	119	110	2 (8)	108	4
	121	110	2 (9)	108	4

上段:平成30年3月策定時

下段:今回策定

統合の () 書きは合併前土地改良区数